

令和7年10月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和7年10月10日（金） 13時30分より
場 所 松野町役場2階 議場兼大会議室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席：11名 欠席：2名

3. 農業委員出席者氏名 ※役職、議席番号は議事にて決定。

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	上家地	村田 和宏	出席
副会長	2	—	矢野 千津	出席
	3	豊岡後	森口 泰	出席
	4	目 黒	河野 和平	出席
	5	松 丸	山口 賢三	出席
	6	—	松比良八重子	出席
	7	—	山崎 匡	欠席
	8	豊岡前	毛利 彰男	出席
	9	延野々	綱崎 幸紀	出席
	10	吉 野	太田 善英	出席
	11	奥野川	西村 正人	出席
	12	富 岡	加賀田幸二	出席
	13	蕨 生	岡本 仁志	欠席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	小西荘二郎	出席
	竹岡 靖	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	出席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	滝本 音次	欠席
	金谷 恒夫	出席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長	中井 和彦
農業委員会事務局次長	藤簀 享史
農業委員会事務局主査	音地 絢太

4. 議長選出他

議長	村田 和宏
会議録署名委員	松比良八重子
	毛利 彰男

会議書記	音地 絢太
------	-------

5. 閉会の日時

令和7年10月10日（金）	13時57分
---------------	--------

6. 議事日程

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について |
| 議案第3号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |

7. 会議の概要

中井事務局長

定刻になりましたので、ただいまから農業委員会のほうを開催させていただきます。まず、最初に村田会長よりごあいさつをいただきます。

村田会長

みなさんこんにちは。朝晩は涼しくなりまして、日中はけっこう暑いんですけど、台風もこちらのほうには、高知の沖のほうまで来るからひょっとして、ひょっとして思いよったんですけど、今度22と3かな、が全部太平洋のほうでそれて、関東のほうにむいとるみたいですが、向こうのほうでは、いろいろと被害もけっこうでとるみたいです。こちらのほうにはもう少し来て、たまには雨も降った

らどうかなという気もしますが、今年はなんでか知らんけど雨が非常に少ないぐらいで、農家にとってはちょっと、野菜を作る人にとっては、もう少し雨が降ったらいいいという人もいるみたいです。

今日はあまり案件もないんですけど、少しの時間になるかと思いますが、よろしくお願いします。

中井事務局長

ありがとうございました。進行のほうは慣例によりまして会長のほうでお願いしたいと思います。

村田会長

3番目の議事録の署名委員なんですけど、6番松比良委員さん、8番毛利委員さんでお願いをいたします。

4番の報告事項に入りたいと思います。

報告事項何かありましたら。

音地主査

その他でまとめてでお願いいたします。

村田会長

その他のほうでよろしくお願いします。

議事にさっそく入りたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題として、事務局のほうでお願いをいたします。

音地主査

本日、蕨生岡本委員さん欠席とのことですので、代わりに私のほうからご説明をさせていただきます。

資料は4ページ目になります。農地法第3条の規定による許可申請についてになります。

受付番号8番、申請地蕨生〇〇〇番、〇〇〇番、地目はいずれも

畑で面積が209㎡と83㎡、所有権移転の申請となっております。図は5ページ目をご参照ください。

続いて、申請者になります。譲受人北宇和郡松野町大字蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん、〇歳、譲渡人北宇和郡松野町大字延野々〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳です。

譲受人の営農状況等の詳細についてでございますが、作付予定作物は野菜となっております。所有大農機具はなしとのことです。農作業に従事するものは本人150日、母100日となっております。周辺地域との関係につきましては、現状どおり利用することとし、支障なし。また、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めますとのことです。

農地の利用状況については田畑共に0㎡となっております。

去る10月2日に蕨生の岡本委員さんと現地確認を実施しております。農地法第3条第2項、第1号から第6号までの各要件には該当しないことを確認しましたので、ご報告いたします。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

村田会長

説明が終わりましたが、何か意見等ございましたら、何かありませんでしょうか。

ないようでしたら申請のとおり、許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございました。

続きまして議案第2号農用地利用集積等促進計画（案）について

事務局のほうでこれも説明をお願いいたします。

音地主査

資料7ページ目をご覧ください。番号12番、貸人蕨生〇〇〇番地、〇〇〇さん、借人蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が蕨生〇〇〇番、地目は田で、面積が1,908㎡となっております。5年の賃貸借による契約となっております。図は8ページ目をご覧ください。継続の案件となっております。

続いて、番号13番貸人蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん、借人蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が蕨生〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目はすべて田で、面積が3筆合計で3,196㎡となっております。5年の賃貸借による契約となっております。図は9ページ目をご覧ください。継続の案件となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

村田会長

何か質問等ございませんでしょうか、何かありませんか。
ないようでしたら、計画のとおり決定でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。続きまして、議案第3号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議ということなんですけど、説明を。

中井事務局長

それではこの内容につきましては、別冊に付けております資料に基づいて説明をさせていただきます。

今回なぜこの議決文を上程することになったかと申しますと、本

年度に入りまして、全国の農業委員会において農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕、起訴、それから農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成など、不祥事が続いて発生しております。

主な内容については、本日追加でお配りしております。

先ほど説明しました資料2ページ3ページをご覧くださいと思いますが、法律をしっかりと守りながら農地を守り、農家のために働かなければならないということは、常々私たちは身を挺して職務にあたっている訳でございますが、このような案件が出たことにより、全国農業会議所から各市町の農業委員会でもう一度法令をしっかりと守って、自分たちの役目を果たすんだという決議を全市町の農業委員会で行ってくださいという通知が届いておりますので、私たちもこの内容に従いまして、全国に漏れず決議を行い今一度襟を正してはどうかと思っておりますので、この決議について今回議案として提出をさせていただいたところでございます。

別添資料の1ページ目に関係法令の抜粋と解説を掲載しておりますので、関係法令を再確認しながらこの決議をしていただければと思っております。内容につきましては、音地のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

音地主査

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につきまして、決議文を私のほうで読まさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は農業者の公的な代表機関である、農業委員会組織の一員として、法令に則り、適正に農地制度を運用し農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接す

ることも多く、公平公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するためここに申し合わせ決議する。

一つ農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法31条の議事・参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

二つ農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年10月10日松野町農業委員会。

以上申し合わせ決議よろしく願いいたします。

村田会長

説明がありましてけど、これはどういうあれかな。

中井事務局長

今説明ございましたように、農業委員会の委員さんですとか、事務局のほうでの不祥事が続いたということで、改めてそこらへんの法令遵守に対する申し合わせをしてほしいという全国農業会議所からの依頼がありましたので、再度内容を確認していただきまして、今一度襟を正していただくようにご承認をいただきたいと考えております。

村田会長

ということなのですが。

矢野副会長

31条と33条がどういうことかというのは別の紙に書いてあるの。

音地主査

そうです。31条のほうは、議事・参与の制限になりまして、基本的に3・4・5条の関係になるんですけれども、自己であったり、親族の方の案件についてはその議事には参与できませんということが書いてございまして、基本的にうちの委員会にあっては、関係者、農業委員さんが関係する案件については退席いただいているというところになりますので、こちらについては今一度、その認識を持っていただくような内容になります。

二つ目は議事録、こちら毎月毎回の委員会で、議事録署名にお二人なっただいただいているわけなんですけれども、事務局のほうで毎回議事録は作成して印鑑も付いていただいて、最終的には町のホームページのほうに公表をしております。こちらの公表期間は3年間ということにはなっておりますので、一応3年間がたったら随時更新をしていっているというような状況でございます。

今回不祥事があったということで、この二点について、条文のこの二点が該当するということになりますので、ここの認識を各市町においてですね、再認識いただいたらというようなことになってございます。

村田会長

法律を守って、それに対して農業委員会の活動を強くということなんだと思うんですけど。

みなさんこれでよろしいですか。

確実な法令遵守でよろしくお願いいたします。

音地主査

この委員会で今日をもってこの法令遵守の関係を、今一度皆様に確認していただいたということをもって足りますので。

村田会長

これで議案第3号の法令遵守でいうことに対して、これでやっていただくようお願いをして、これでよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

全員一致ということで、お願いをいたします。

議案のほうはこれで終わりたいと思いますが、6番目のその他に入りたいと思います。

音地主査

※事務局より3点の報告あり。

村田会長

委員さんのほうから何かありましたら。

無いようでしたら終わりたいと思いますが。

矢野副会長

今日はどうもお疲れ様でした。また来月どうぞよろしくお願いいたします。